

(別紙 4)

組織的対応

未然防止

日常の観察、保護者との情報共有、人権教育
道徳教育、学級経営等特別活動の推進

早期発見

アンケート調査等による実態把握（アンケート
結果の即日対応）、管理職・教員間の情報共有

いじめ認知

情報を得た教職員



カードを学校長に提出



生徒指導担当



関係職員・学年通知



保護者

連絡・連携



当該生徒



聞き取り
指導

<いじめ問題対策委員会>
報告・共通理解

調査方針・分担決定

事実確認・情報収集

指導方針の決定・指導体制の編成

対応班編成



教育委員会

報告・支援

<関係機関>
・西脇警察
・子ども福祉課
・青少年センター
・学校教育課
・学校支援チーム
・学校医
・SSW
・SC
・校内サポートル
ーム担当教諭



対応班による
いじめ解消に向けた指導



解 消



継続指導・経過観察

再発防止・未然防止活動

【生命又は身体等の安全がおびやかされるような重大事態の発生】

- 速やかに教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。教育委員会の指示の下、管理職の指示により、学校全体で組織的に対応する。
- 事案によっては、学年及び全校保護者に説明する必要性を判断する。必要に応じ、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- 事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を一本化し（主に教頭）、誠実な対応に努める。